女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則

（法第十八条第三項の内閣府令で定める者）

第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十八条第三項の内閣府令で定める者は、同条第二項に規定する業務に係る事務を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であって、女性の職業生活における活躍の推進に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他地方公共団体が適当と認めるものとする。

（協議会の公表）

第二条　法第二十三条第五項の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を「第七章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十三条の二）」に改める。

「第七章　企業会計の基準の特例
第一節　指定国際会計基準（第九十三条・第九十四条）
第二節　修正国際基準（第九十四条の二）」

第一条第一項中「において当該指定国際会計基準」を「若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この項及び第一条の三第二号において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、「満たすもの」の下に「（第九十四条において「特定団体」という。）」を加える。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の特例）」を付し、同条中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第七章」を「第七章第一節」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第九十三条の見出しを「（指定国際会計基準に係る特例）」に改め、同条中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「次条」を「次条及び第九十四条」に、「同条」を「次条」に改め、第七章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　指定国際会計基準

第九十四条の見出しを「（指定国際会計基準に関する注記）」に改め、同条第三号中「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に改め、同条を第九十三条の二とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第九十四条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第九十四条の二　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二　修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

様式第一号記載上の注意8．(2)中「又は当期純利益若しくは当期純損失」を「、当期純利益若しくは当期純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条）」を「第六章　企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十七条の二）
第一節　指定国際会計基準（第八十八条・第八十八条の二）
第二節　修正国際基準（第八十八条の二）」に改める。

第一条第一項中「において指定国際会計基準」を「若しくは第八十八条の規定により修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準」に改める。

第一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の特例）」を付し、同条各号列記以外の部分中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「特定会社」を「指定国際会計基準特定会社」に、「第六章」を「第六章第一節」に改め、同条第一号イ中「に限る」の下に「。次条第一号イにおいて同じ」を加える。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。